

平成30年3月15日（木曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（濱中幸三君）	9 番（山崎勝義君）
10 番（川本貴也君）	11 番（佐々木邦久君）	12 番（井上正清君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（宮原隆昌）
教 育 長（下地芳文）	
総 務 課 長（鳥井基史）	企 画 課 長（椎木 孝）
出納室兼税務課長（笹山恵子）	福 祉 課 長（奥村 忠）
健康増進課長（山本真由美）	住 民 環 境 課 長（中井俊博）
建 設 課 長（濱口浩司）	農 林 水 産 課 長（川本公義）
商工観光課長（宮原正行）	教 育 総 務 課 長（佐伯浩二）
生涯学習課長（須浪宏和）	水 道 課 長（石床勝則）
総務課副主幹（島原正喜）	

議会事務局職員

議会事務局長（木下公明）	書記（須藤英彦）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

平成30年3月土庄町議会定例会議事日程（第4号）

平成30年3月15日(木曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告(総務建設常任委員会、教育民生常任委員会)
- 第 2 議案第18号 土庄町域学連携交流施設の設置及び管理に関する条例
- 第 3 議案第19号 土庄町教育・保育基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第 4 議案第20号 土庄町奨学金条例
- 第 5 議案第21号 土庄町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例
- 第 6 議案第22号 土庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例
- 第 7 議案第23号 土庄町工場立地法に基づく準則を定める条例
- 第 8 議案第24号 土庄町障害者等用駐車場の設置及び管理に関する条例
- 第 9 議案第25号 土庄町個人情報保護条例及び土庄町情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第26号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第27号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第28号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第29号 土庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第30号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第31号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第32号 土庄町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第33号 土庄町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第34号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 19 議案第35号 工事請負契約の変更について
- 第 20 議案第36号 土庄町道路線の廃止について
- 第 21 議案第37号 土庄町道路線の認定について
- 第 22 議案第38号 小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について

- 第 23 議案第 9 号 平成 30 年度土庄町一般会計予算
- 第 24 議案第 10 号 平成 30 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 25 議案第 11 号 平成 30 年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第 26 議案第 12 号 平成 30 年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第 27 議案第 13 号 平成 30 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算
- 第 28 議案第 14 号 平成 30 年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 29 議案第 15 号 平成 30 年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第 30 議案第 16 号 平成 30 年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第 31 議案第 17 号 平成 30 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 32 請願第 1 号 憲法第 9 条改正に反対する意見書の提出を求める請願
- 第 33 請願第 2 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出を求める請願
- 第 34 同意第 2 号 土庄町監査委員の選任について
- 第 35 発議第 2 号 太陽光発電等再生可能エネルギーについて自然と住環境との調和を求める意見書
- 第 36 議員の派遣について
- 第 37 閉会中の継続調査申出について

議会運営委員会委員長報告

○議長（井上正清君）

おはようございます。

開議に先立ちまして、3月7日と本日15日に議会運営委員会を開催いたしまして、本日の議会運営等について、ご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（井上正清君）

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は、去る3月7日と本日、委員会室におきまして議会運営等につきまして審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

町長より同意第2号 土庄町監査委員の選任についての議案が提出されましたので、これを日程に追加いたします。また、濱中議員より議員提案であります発議第2号 太陽光発電等再生可能エネルギーについて自然と住環境との調和を求める意見書が提出されましたので、これを日程に追加いたします。

本日の会議の進め方でございますが、お配りしております議事日程（第4号）のとおりでございます。以上議会運営委員会からのご報告とさせていただきます。

○議長（井上正清君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおりです。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

開議

○議長（井上正清君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

発言の取り消し

○議長（井上正清君）

先程、母倉正人君から3月14日の会議における一般質問の中で、議長に止められた発言について土庄町議会会議規則第63条の規定により、取り消ししたい

との申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。よって母倉正人君から発言の取り消しの申し出を許可することとしました。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますとおりであります。

これより、本日の日程に入ります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（井上正清君）

日程第1、付託議案について、各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。本件に関し、各委員長の審査結果の報告を求めます。

○議長（井上正清君）

総務建設常任委員長 濱野良一君。

○総務建設常任委員長（濱野良一君）

おはようございます。3月7日に平成30年度当初予算及び条例関係等議案が当委員会に付託されました。これについて、3月8日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について所管課ごとに要点を報告させていただきます。

議案第9号の税務課所管部分の歳出予算について、税務総務費は、前年度に比べ607万6千円の増額、これは職員の異動による職員給与費の増額が主な理由であると説明がありました。賦課徴収事務費は、前年度より792万4千円の減額となっており、これは平成29年度にあった固定資産税の3年毎の評価替えに係る電算システムの改修と徴収用バイクの購入が平成30年度には、無くなったことが主な理由であると説明がありました。

歳入予算は、町税全体では14億9,403万7千円で、前年度に比べ305万2千円の減額であり、町民税は個人、法人ともに公共工事等の影響により景気回復傾向で合わせて2,729万2千円の増であると説明がありました。固定資産税は、3年毎の評価替えにより大幅な減額となり、また滞納繰越分も滞納整理が進んだことにより減額となっているため、2,897万5千円の減、町たばこ税については、加熱式たばこへの移行の影響から325万4千円の減であるとの説明を受けました。

委員からは、加熱式たばこの税率について質問があり、紙巻きたばこより安くなっているため市町村の収入が下がっている。平成30年の税制改正で取り上

げられ、5年かけて上がっていくとの説明がありました。また、滞納額はどのくらい減っているのかという質問があり、28年度決算ベースで約半分となっているという事でした。さらに、国保税滞納世帯の子どもの保険証の発行と児童手当口座の差押えについても質問があり、18歳未満の子どもには全て保険証を渡していること、児童手当口座の差押えはしていないとの回答がありました。

採決に入り、議案第9号の税務課所管部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号の出納室所管部分の予算について、会計管理費は、前年度より13万2千円の増となっており、要因は、新元号対応に伴うシステム改修委託料が発生するためとの説明がありました。

債権管理費は、前年度より121万円の減となっており、要因は、滞納処分にかかる県外旅費の見直しと法律相談委託料の減額、またリース車両の買取りにより、使用料が不要となったためとの説明がありました。

採決に入り、議案第9号の出納室所管部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

農林水産課所管部分の予算について、農業総務費は、農業集落排水事業の繰出金の減により、481万7千円の減。

農業振興費は、有害鳥獣被害防止対策事業の捕獲等助成金の増加と7款 商工費の次世代産業育成モデル事業が予算組み替えにより、4,388万8千円の増。

農地費は、単県土地改良事業嵩上補助金が増額したため、303万9千円増額になっています。

林業振興費は、造林補助事業が増額、森林所有者情報活用推進事業を新規事業で実施するため、582万3千円の増額です。

水産業振興費は、四海漁協のハモ事業の離島活性化交付金事業が減少したため、778万6千円減額。

漁港管理費は、町単の機能保全計画作成業務委託料が減少したため、801万7千円減額。

漁港建設費は、田井漁港整備工事が完成したため、7,320万6千円減額となっています。

議案第13号大鐸財産区事業特別会計は、離島振興森林環境保全直接支援事業などの事業を森林組合に経営委託をしているため、557万8千円減。

議案第14号農業集落排水事業特別会計は、前年度より966万8千円減。

主な要因としては、前年度は最適化整備構想策定の委託をしていたためです。

委員より、有害鳥獣被害防止対策事業について、埋設処理のみでなく、将来的なランニングコストも見据えた上で、機械による処理方法の導入の検討要望が出され、執行部は、今後併用も含め検討したいとの回答がありました。

また、次世代産業育成モデル事業について、電気料金等のコストについての質問があり、コスト計算は、理化学研究所が平成 30 年度に行う研究として、それが高いのか安いのかを調べ、コストが高ければ集光システムに持っていきたいと考えていると回答がありました。

採決に入り、議案第 9 号の農林水産課所管部分、議案第 13 号、議案第 14 号の特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議会事務局所管部分の予算について、議会費は、人件費の増額等により、89 万 1 千円増額となっている。

委員から、議会だより発行事業予算に対して質問があり、見積もりにより単価が安くなり、人口減により部数も減らしているが、ページ数を 2 ページ増やした関係で前年並みの予算を計上しているとの回答でした。

委員から、香川県人権研究所に対する負担金について反対がありましたが、採決を行い、賛成多数により、議案第 9 号の議会事務局所管部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

企画課所管部分の予算について、一般管理費において、水道事業の広域化により水道課職員給与を一般会計で計上したこと及び新たに管理職員特別勤務手当を計上したことに伴う職員給与費の増額。企画費では、新規事業として、町のグランドデザイン業務策定にかかる経費を計上しています。

次に地域活性化支援事業費において、地域おこし協力隊員を新たに 1 名委嘱するための増。少子化対策費については第 2 期 5 か年の計画策定に向けた基礎調査を行う経費を計上。

次に条例の議案について、議案第 18 号 土庄町域学連携交流施設の設置及び管理に関する条例については、包括協定を結んでいる大学等の交流拠点施設の設置に伴う条例の制定。

また、議案第 27 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、平成 29 年人事院勧告による見直しに伴う給料表の改定等となっています。

以上の説明に対し、委員から、香川県 J R 四国線複数電化・新幹線導入期成同盟会負担金について、賛否両論がある中で導入賛成の組織に公金を出すことに疑問があるという意見がありました。

その後、採決を行い、委員 1 名の反対がありましたが、議案第 9 号の企画課所管部分、議案第 18 号、議案第 27 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

商工観光課所管部分の予算について、一般会計当初予算は、前年度比 7,066 万 5 千円減。このうち、商工総務費は、職員給与費が前年度より 222 万 3 千円減。

商工業振興費は、次世代産業育成モデル事業の予算を、農林水産業費に移管したことにより 9,164 万 8 千円の減。

観光費は、瀬戸内国際芸術祭を翌年に控え、準備業務や観光誘客事業を計画しており、2,320 万 6 千円増となっています。

次に条例の議案について、議案第 23 号土庄町工場立地法に基づく準則を定める条例について説明がありました。

委員から、瀬戸内国際芸術祭事業の作品設置等委託料について質問があり、委託料は作品にかかわる事業者支払い、予算は前回の実績をもとに積算をしていると回答がありました。

採決に入り、議案第 9 号の商工観光課所管部分、議案第 23 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

建設課所管部分の予算について、道路新設改良費は、町道新設改良事業及び社会資本交付金事業の増額により 5,969 万円の増。

河川総務費は、河川整備工事を 4 か所、急傾斜地崩壊防止工事を 1 か所予定。

港湾建設費の主な事業は、小豊島港、土庄港及び江島港の改良工事です。

都市下水道建設費は、大谷ポンプ場新設工事、湊崎・東内浜ポンプ場の改築工事を予定。

住宅管理費は、町営住宅長寿命化計画に基づく大木戸住宅改修工事を予定。

改良住宅建設費は、大部住宅建替事業の第 2 期工事に着手するため、5 戸分の住宅建設及び浄化槽新設工事を予定するため 6,316 万 5 千円の増となっています。

議案第 11 号 平成 30 年度港湾整備事業特別会計予算は、前年度繰上充用金の減額により 1,203 万 7 千円減。

議案第 12 号 平成 30 年度宅地造成事業特別会計予算は、前年度より 10 万 1 千円減。

予算以外の議案は、議案第 24 号 土庄町障害者等用駐車場の設置及び管理に関する条例、議案第 33 号 土庄町都市公園条例の一部を改正する条例について、制定・改正理由の説明を受けました。

次に議案第 35 号 工事請負契約の変更について、議案第 36 号、37 号 土庄町道路線の廃止及び認定について内容の説明がありました。

委員から、沖之島架橋事業の測量・地質調査の予定期間とその後の事業の見込みについての質問がありました。

執行部より、測量・地質調査には半年程度を予定しており、来年度は設計へ進めたいとの回答がありました。

以上の説明に対し、委員から、民間住宅耐震化リフォーム支援事業について、成果が上がってないのでやめるべきという意見がありました。

その後、採決を行い、委員 1 名の反対がありましたが、賛成多数で、議案第 9 号の建設課所管部分、議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 24 号、議案第 33 号、議案第 35 号、議案第 36 号、議案第 37 号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

総務課所管部分の予算について、土庄町庁舎建設事業は、30 年度分として庁舎の基本・実施設計、中央病院跡地の地質調査、測量設計、病院旧棟の解体工事の予算として事業予算 2 億 9,155 万円の皆増で、土庄町庁舎建設事業債を充当する。

デジタル防災行政無線整備事業は、現在使っているアナログ防災無線の老朽化に伴い、新規規格に対応するデジタル化に整備する工事費で 1 億 5,583 万 4 千円を計上、デジタル防災行政無線整備事業債を充当。

地域情報化事業は、四海公民館・新設こども園のネットワーク構築のため 225 万 4 千円、かがわ電子入札システム導入により 276 万 1 千円、備品購入費としてパソコン等購入に伴い 1,489 万 7 千円計上している。

選挙費は、総額で 391 万 6 千円増額となっています。30 年度に香川県知事選挙、31 年度に香川県議会議員選挙を実施予定。財源は全て県委託金です。

常備消防費では、小豆広域の負担金として、池田分署解体撤去工事と小型動力ポンプ水槽車購入費が皆減となる一方、梯子車更新事業費が皆増のため、1 億 2,024 万 6 千円の増額。

災害対策事業は、30 年度は緊急避難場所確保の工事のため、設計委託料と工事請負費で 2,723 万 8 千円計上しており、災害対策事業債を充当。

歳入について、地方消費税交付金は交付見込みにより 510 万円増の 2 億 4,870 万円、地方交付税は前年度と同額、財政調整基金繰入金は財源不足 5 億 5,066 万 8 千円を計上しています。

町債は、土庄町庁舎建設事業、デジタル防災行政無線整備、新設統合こども園建設事業などの大型新規事業に伴い 13 億 4,770 万円の大幅な増となっています。

次に、条例関係の議案第 25 号、議案第 34 号、議案第 38 号について提案理由などの説明がありました。

委員からデジタル行政無線整備事業は整備に何年要するののかとの質問があり、親局の設備、遠隔制御設備、中継局、再送信子局、屋外スピーカーの整備から手掛け、各家庭の個別受信機の配布が終了するまで 3 か年要し、現在のアナログと並行してデジタルの整備を進める予定との説明がありました。

また、土庄町庁舎建設事業の委託料の計算根拠について質問があり、県の算定基準を使っているとの説明がありました。

採決に入り、議案第 9 号の総務課所管部分、議案第 25 号、議案第 34 号、議

案第 38 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、平成 30 年 3 月 7 日当委員会に付託されました請願第 1 号、請願第 2 号について、審議の結果を報告申し上げます。

小豆島九条の会、池西東亜子氏から提出された請願第 1 号「憲法第 9 条改正に反対する意見書」の提出を求める請願について、土庄町議会会議規則第 92 条第 1 項により紹介議員であります福本耕太議員に出席いただき、内容の説明を求め、各委員より質疑の後、審議いたしました。

委員の意見として、自衛隊は、憲法の中にきちんと明記をする必要があると考えていると意見がありました。

採決の結果、委員会として不採択とすべきものと決定しました。

次に、原水爆禁止香川県協議会、事務局長福井利夫氏から提出された請願第 2 号「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書」の提出を求める請願について、土庄町議会会議規則第 92 条第 1 項により紹介議員であります福本耕太議員に出席いただき、内容の説明を求め、各委員より質疑の後、審議いたしました。

委員の意見として、被爆国である日本は、核を持っている国と持っていない国との橋渡し役をするために、国は見送ったのではないかということで今は見送るべきではという意見が出ました。

採決の結果、委員会として不採択とすべきものと決定しました。

以上で総務建設常任委員会へ付託されました審議内容の報告を終わります。

○議長（井上正清君）

教育民生常任委員長 山崎勝義君。

○教育民生常任委員長（山崎勝義君）

おはようございます。3 月 7 日に平成 30 年度当初予算及び条例関係等議案が当委員会に付託されました。これらについて、3 月 9 日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果、付託されました全ての議案について、原案のとおり可決すべきものと決しました。その結果について、所管課ごとに要点を報告させていただきます。

生涯学習課、議案第 9 号の生涯学習課所管部分は、働く婦人の家運営費、社会教育総務費など、10 目にわたっており、総予算は、前年度より 1 億 942 万 1 千円、38.7%の大幅な増となっています。

これは、四海公民館建設事業の着工、図書館の空調設備や大坂城残石記念公園の舞台建具及び石工小屋の屋根葺き替えなどの修繕、地域おこし協力隊員 1 名の人件費や活動費などが増額の主な理由であるとのことでした。

委員からは、四海公民館建設事業のため長栄又造教育振興基金を取り崩して

充当することから、長栄又造氏の功績の称え方について質問があり、これに対し執行部からは、長栄家の親族の方々と相談の上、顕彰について検討していきたいとの回答がありました。

教育総務課、議案第 9 号の教育総務課所管部分について、瞳保育所建設事業 5,000 万円は、耐震できていない園舎を豊島小中学校の敷地内に建替えるもので、敷地面積約 400 m²で木造平屋建て延床面積約 140 m²を整備するものです。

小学校及び中学校教育振興事業では、児童・生徒及び教職員の防災用ヘルメット購入費 469 万 9 千円を計上しています。

新設統合こども園建設事業は 8 億 9,012 万 9 千円で、敷地面積 6,466 m²、鉄筋コンクリート 2 階建て、床面積 2,140 m²で保育室、ほふく室、子育て支援室、遊戯室などを整備するものです。

中央学校給食センター運営事業は、前年比 3,952 万 6 千円の増で、給食センターが建設されてから 20 年以上が経過し、厨房機器などが老朽化し、故障が頻発しているため、厨房機器を更新する費用です。

議案第 19 号 土庄町教育・保育基金の設置、管理及び処分に関する条例は、長栄又造氏からの寄付により設置した長栄又造福祉基金をご厚意により、取り崩しさせていただいて、将来的に四海地区のこども園建替えなどの財源に充てるため、新たに教育・保育基金として設置しようとするものです。

議案第 20 号 土庄町奨学金条例は、現行の奨学資金貸付条例の手続き規定が現状に適さなくなっているため、廃止し、新たに条例を制定するものです。変更点としては、専門学校も対象としています。

委員から、スクールバスの委託先や委託内容についての質問があり、執行部側からオリーブバスと一部をシルバー人材センターに委託しており、オリーブバスには保険代、修理代、人件費などすべての経費をまとめて委託している。今後、子供の数の減少にあわせて大型からマイクロバスへ移行し、小学生・中学生の相乗りなど運行経費を削減する計画を考えているとの回答がありました。

住民環境課、議案第 9 号の住民環境課所管部分の予算は、前年度より 1,917 万 6 千円、2.4%の減額となっています。

増減の主な理由として、戸籍住民基本台帳費については、職員給与費と社会保障・税番号制度に関する事業費が増額。保健衛生総務費は、職員 1 名減による減額。環境衛生費については、環境対策事業による減額。斎場管理費については、施設修繕費の減額とのことでした。

塵芥処理費については、シルバー人材委託料と広域負担金が増額とのことですが、臨時職員の賃金、一般廃棄物処理施設整備事業が減額とのことでした。

し尿処理費については、臨時職員の賃金、し尿収集民間委託料が減額ですが、一般廃棄物処理施設業務委託料が増額とのことでした。

水道事業費は、水道広域化に伴い住民環境課に移管されたとのことでした。

人権推進室の予算では、人権対策推進費は、職員給与費の増額。隣保館運営費は、臨時職員賃金の減額。児童館運営費は、豊島児童館のトイレの洋式化による増額とのことでした。人権教育費は、職員給与と人権フェスタ 10 周年に係る費用の増額とのことでした。

条例関係では、議案第 26 号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のうち、交通指導員の報酬の改正の部分について、議案第 32 号 土庄町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について説明がありました

委員から、個人番号カード交付等について質問があり、約 8.6 パーセントの交付状況であり、交付数を増やすための施策については未定であるが、今後各課での協議が必要であるとのことでした。

委員からは、住民環境課所管事業の委託状況について質問があり、し尿、斎場は現在委託をしており、ごみについては今後の検討課題であるとのことでした。

委員から一般廃棄物処理施設整備事業について質問があり、馬越自治会との協定に向けて、協議を進めていく。また、進入路については馬越岡の集落道を通らないよう、工事用及びごみ収集車の搬入のためのものを整備していくとのことでした。

健康増進課、議案第 9 号 平成 30 年度土庄町一般会計予算の健康増進課所管部分の予算は、前年度に比べ 563 万 6 千円 1.5%の増額です。特別会計については前年度に比べ 195 万 1 千円 1%の減額とのことでした。

一般会計では、健康増進事業として 20～39 歳まで対象範囲を広げ、健診を実施するとのことでした。

議案第 10 号 平成 30 年度国民健康保険事業特別会計においては、特定保健指導として小豆島スポーツィーズに委託して、理想のからだづくり事業を実施するとのことでした。

議案第 15 号 平成 30 年度介護保険事業特別会計は、前年度と同様の事業内容です。

議案第 16 号 平成 30 年度福祉サービス事業特別会計においては、公用車 12 台の車検や介護システムの改修に伴うパソコンの購入費などにより事業費が増額になるとのことでした。

委員からは、小豆島スポーツィーズへの委託事業についての質問があり、生活習慣病予防のため、特定保健指導の一つとしてフレトピアホールを使い理想のからだづくり教室を開催するとのことでした。また、救急艇の運用方法についての質問がありました。

福祉課、議案第 9 号の福祉課所管部分の予算は、前年度より 2,102 万 6 千円、1.4%の減で、主な要因は、福祉バスの車両更新事業の終了に伴うもの、また児童福祉に関する費用が減少している一方、障害福祉費が増加しているとの説明がありました。

次に、議案第 10 号 平成 30 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算は、国保広域化に伴い事業の一部が県の所管となることから、前年度より 3 億 4,882 万円減の 19 億 6,517 万 4 千円となるとの説明がありました。

次に、議案第 15 号 平成 30 年度土庄町介護保険事業特別会計予算は、前年度より 5,669 万 3 千円増の 19 億 546 万 8 千円で、主な要因は、地域密着型サービス拠点整備事業等の完了による減があるものの、診療報酬改定やサービス料の増加に伴う保険給付費の増加を見込んでいるとの説明がありました。

次に、議案第 17 号 平成 30 年度土庄町後期高齢者医療特別会計予算は、前年度より 1,187 万 3 千円増の 2 億 4,188 万円で、主な要因は、被保険者の増加と高齢化の影響で広域連合への保険料負担金が増えることによるものとの説明がありました。

次に、議案第 21 号 土庄町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例、議案第 22 号、土庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例、議案第 26 号、土庄町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第 29 号、土庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、議案第 30 号、土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例及び議案第 31 号、土庄町介護保険条例の一部を改正する条例の 6 件について説明があり、障害に対する理解と認識を深めることなどで障害者差別の解消の推進に取り組んでいくことや介護保険料の改正することなどの説明がありました。

委員から、通院困難者支援事業についての質問があり、執行部から、利用限度額は年間 12,000 円で、対象者は要介護 3 以上の方で車椅子利用の方、また障害者については、障害の種類や等級によって条件を定めている。前年度に比べて減額予算となっているのは、対象要件などから利用人数を精査したためとの説明がありました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について報告を終わります。

○議長（井上正清君）

これもちまして、各常任委員長の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（井上正清君）

これより各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（井上正清君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（議案第9号～議案第38号）

○議長（井上正清君）

これより、討論、採決に入ります。まず、条例関係等の議案から行います。

日程第2、議案第18号 土庄町域学連携交流施設の設置及び管理に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第18号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第3、議案第19号 土庄町教育・保育基金の設置、管理及び処分に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第19号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第4、議案第20号 土庄町奨学金条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第20号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第5、議案第21号 土庄町障害のある人もない人も共に安心して暮らせる

まちづくり条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 21 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 6、議案第 22 号 土庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 22 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 7、議案第 23 号 土庄町工場立地法に基づく準則を定める条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 23 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 8、議案第 24 号 土庄町障害者等用駐車場の設置及び管理に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 24 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 9、議案第 25 号 土庄町個人情報保護条例及び土庄町情報公開条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 25 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 10、議案第 26 号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 26 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 11、議案第 27 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 27 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第12、議案第28号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 28 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第13、議案第29号 土庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 29 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (井上正清君)

日程第14、議案第30号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (井上正清君)

7番 福本耕太君。

○7番 (福本耕太君)

国保の広域化に反対する立場から、本件の条例改正に対して反対いたします。

○議長 (井上正清君)

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (井上正清君)

9番 山崎勝義君。

○9番 (山崎勝義君)

賛成します。

○議長 (井上正清君)

他に討論はありませんか。

(発言者なし)

○議長 (井上正清君)

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

○議長 (井上正清君)

お諮りいたします。議案第 30 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (井上正清君)

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第15、議案第31号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

7番 福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

反対理由を述べます。まず1点目は、景気低迷の中、町民の暮らしが大変厳しくなっております。こうした下での介護保険料の値上げは、住民の暮らしを圧迫するものとなります。もう1点は、本質的解決としてこうした手段を継続することは解決に繋がらないという立場から反対いたします。

○議長（井上正清君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

9番 山崎勝義君。

○9番（山崎勝義君）

介護サービス事業量を確保するうえで必要なため賛成します。

○議長（井上正清君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第31号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上正清君）

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第16、議案第32号 土庄町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第32号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第17、議案第33号 土庄町都市公園条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第33号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第18、議案第34号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第34号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第19、議案第35号 工事請負契約の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第35号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第20、議案第36号 土庄町道路線の廃止についてを討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第36号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第21、議案第37号 土庄町道路線の認定について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第37号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第22、議案第38号 小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 38 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第23、議案第9号 平成30年度土庄町一般会計予算について、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

7 番 福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

2018 年度、平成 30 年一般会計当初予算、反対討論を行います。まず初めに当初予算全体についての評価ではありますが、住民生活を支える施策においては、これまで同様必要な施策の継続及び予算の配分が行われており、その多くが賛同、承認できるものであり、行政関係者の努力とご尽力に敬意を表するものがございます。しかし一方で、日本国憲法や地方自治法、行政本来の中立性、公平性に反する、または歪める事業への予算もがございます。これらの予算に対しましては、個別に反対し、討論を行うとともに、予算の修正を求めたいと思います。

まず 1 つ目は、同和事業の継続のための予算でございます。39 ページ議会費、香川人権研究所負担金、87 ページ人権対策推進費、人権啓発推進会議負担金、人権教育啓発推進センター負担金、人権研究所負担金、すいません香川人権研究所負担金、香川人権大学負担金、香川人権研究所先進地視察負担金、部落解放同盟活動負担金、地区団体助成金、部落解放・人権政策確立要求実行委員会補助金、88 ページ人権のまちづくり推進補助金、自動車免許取得補助金、助成金、葬祭給付金、人権保育連絡協議会負担金、95 ページ県就学前人権教育研究協議会負担金、171 ページ教育費、就学・就園助成事業、地域改善対策入学支度資金等補助金、193 ページ香川人権・同和教育研究協議会負担金、195 ページ人権フェスタ運営事業、人権研修啓発事業、学力向上総合推進事業。

まず、人権対策のあり方について、是正・改善を求めたいと思います。これ

らの事業のあり方は、部落解放同盟という特定団体の特定の主張をそのまま受け入れた教育内容及び施策に、行政の人権対策の全てを委ねるかたちで行われており、行政の客観性を著しく欠いています。人権対策のあり方は、日本国憲法が定める基本的人権の尊重をその活動の軸とし、一般行政として、また一般教育施策として行うべきでございます。

次に、特定団体や特定地域・個人に対する補助金、助成金について廃止を求めるものであります。このような補助金、助成金は、本来の同和問題の終結という目的に対し逆行する、行政主導で特定地域に対し新たな差別の種をまくこととなります。以上の理由により同和事業予算に対し、反対いたします。

次に49ページ香川県JR四国線複数電化・新幹線導入期成同盟会負担金について反対いたします。反対理由を述べます。四国新幹線導入については、県議会でも、四国全体でも現在賛否両論があり、議論が行われている最中のものでございます。こうした問題に対し、推進側の民間団体にだけ税金を投入することは、もってのほかであります。三枝町長が会員になっていることが明らかとなりました。これは明確な公私混同であります。会費を出すならばご自身のポケットマネーで行うべきです。公金投入は認められません。よって反対いたします。

67ページマイナンバー制度整備事業に対する反対討論です。すいません。ちょっと花粉症のため聞き取りにくいかもしれませんが、お許してください。

マイナンバーカードは、使用すればするほど個人の情報が広がる仕組みになっています。もし情報が漏洩すれば、土庄町行政としてその責任を取ることは到底できません。事故が起きれば、制度を作った国はその責任を取らず、地方自治体、土庄町にトカゲのしっぽ切りで責任を押し付けてくるでしょう。何より被害者となった住民に対し、大きな損害を与えることは重大な問題です。財務省が公文書を書き換えるという異常極まりない民主主義破壊の事態が起きている今日において、その財務省が中心になって作ったマイナンバー制度がいかに危うい制度であるかは、誰の目から見ても明らかです。制度に反対する立場から反対いたします。以上で当初予算に対する反対討論を終わります。

○議長（井上正清君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

3番 濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

私は本年度当初予算に対しまして賛成いたします。色々ありましたけれども、適正・適材箇所に対して、適正な価格を、予算を付けているものとして、私は

賛成をいたします。

○議長（井上正清君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上正清君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第24、議案第10号 平成30年度土庄町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第25、議案第11号 平成30年度土庄町港湾整備事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 11 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第26、議案第12号 平成30年度土庄町宅地造成事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 12 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第27、議案第13号 平成30年度土庄町大鐔財産区事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第28、議案第14号 平成30年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第29、議案第15号 平成30年度土庄町介護保険事業特別会計予算について、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第30、議案第16号 平成30年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算について、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第16号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第31、議案第17号 平成30年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 17 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

討論、採決（請願第1号～請願第2号）

○議長（井上正清君）

日程第32、請願第1号 憲法第9条改正に反対する意見書の提出を求める請願について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

8 番 濱中幸三君。

○8 番（濱中幸三君）

私は、自衛隊を憲法の中にきちんと定義すべきと考えておりますので、この件について反対いたします。

○議長（井上正清君）

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

7 番 福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

濱中議員の反対討論に答えるかたちで、賛成討論を行いたいと思います。自衛隊を憲法の 9 条 3 項に書き加えるとうなるかという問題でございますけれども、まず 1 つ大きな矛盾がございますのは、なぜ自衛隊、警察や消防など公務にあたる、命を懸けて公務にあたる組織があるにも関わらず、自衛隊のみをそういう理由で憲法に書き加える必要があるのかということについて安倍首相は何ひとつ答えていません。それと憲法の、法律のルールとして、後からできた法律が優先されるという規定がございます。その中で自衛隊を、今の安保法制ができたもとの、憲法の中に書き加えるということは、憲法の第 1 条国権による戦争の発動を認めないという条文、それから陸・海・空軍を持たないという文章については、空文化することになり、安保法制のもとで、自衛隊が海外

でアメリカ軍とともに戦争するということが認められるということになります。これはただ単に自衛隊を明記するという問題ではなく、自衛隊が海外で戦争することを自由に認めるということになるということを訴えて、この憲法 9 条を変えるべきではないという請願書に対して賛成をいたします。

○議長（井上正清君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。この請願に対する委員長の報告は不採択です。この請願を、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上正清君）

起立少数であります。

よって、請願第 1 号は不採択とすることに決定されました。

○議長（井上正清君）

日程第33、請願第2号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出を求める請願について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

1 番 岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

反対についての理由を述べます。

核兵器のない世界の実現は、恒久平和の実現に繋がるものであり、人類共通の課題であると認識しております。

しかし、現在この条約を推進している国は、核兵器を持っていない国だけであり、核兵器保有国はこの条約に反発しているのが現状であると思われま

す。この条約により条約推進国と核保有国が亀裂を深めてしまう可能性があり、核保有国の加盟がなければこの条約の実効性も望めないものと考えられます。

唯一の被爆国という立場から、条約推進国と核保有国の橋渡し役をやっていくという日本政府の方針について賛同できるため、現時点でこの意見書を提出し、政府に署名・批准を求めることについては反対いたします。

○議長（井上正清君）

他に討論はありませんか。他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

賛成討論はありませんか。失礼いたしました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

7番 福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

岡野議員から反対討論がございましたので、それに答えるかたちで賛成討論をしたいと思えます。

まず核兵器禁止条約というのはですね、国連がですね、すべての国に対して核兵器を廃止しましょうと、国の約束事として、国連の約束事として、禁止ということを決めましょうというのが、核兵器禁止条約の内容です。

今の核兵器の保有国の言い分、なぜ核兵器を持っているのかという、世界に対する正当性を主張する言い分というのは、他の国が持っているから、自分たちも持っているんだという核抑止論であります。じゃ他の国が持たなければ、どの国も持たなければ、核兵器を持ちませんというのが核保有国の言い分なんですから、国連の言うように、核兵器禁止条約を作って、すべての国が核兵器を持ってないように禁止すれば、核保有国の言い分というのは崩れます。他の国は持ってないわけですから。ですので、今岡野さんが言われたのは、岸外務大臣が言われた内容だと思うんですけども、私にとっては意味不明な内容、世界では通用しない内容だということも合わせて、なぜ核兵器禁止条約が正当性を持っているか、日本の国がこれを批准し、推し進めていく立場にあるかということは言わずとも、言わずもがなと。日本が世界で唯一の被爆国であるということが、大きな軸となりますので、これは是非賛成していただきたいということを訴えて賛成討論といたします。

○議長（井上正清君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。この請願に対する委員長の報告は不採択です。この請願を、採択をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（井上正清君）

起立少数であります。

よって、請願第 2 号は不採択とすることに決定されました。

提案理由の説明（同意第 2 号）

○議長（井上正清君）

日程第 34、同意第 2 号 土庄町監査委員の選任についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、追加議案の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

同意第 2 号 土庄町監査委員の選任については、現委員の大峯茂樹氏が本年 3 月 24 日をもって任期満了となります。そこで新たに長門武文氏を選任いたしたく地方自治法第 196 条第 1 項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。本人の略歴等につきましては、議案書に記載のとおりでありますので、ご一読いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（井上正清君）

これもちまして提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（同意第 2 号）

○議長（井上正清君）

ただいま説明のありました同意第 2 号の質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、同意第 2 号についての質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（同意第 2 号）

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。同意第 2 号 土庄町監査委員の選任についての、討論を省

略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって本案に対する討論を省略いたします。

○議長 (井上正清君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第2号 土庄町監査委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議案の上程、趣旨説明 (発議第2号)

○議長 (井上正清君)

日程第35、発議第2号 太陽光発電等再生可能エネルギーについて自然と住環境との調和を求める意見書については議員提案であります。提出者から趣旨説明を求めます。

○議長 (井上正清君)

8番 濱中幸三君。

○8番 (濱中幸三君)

おはようございます。

発議第2号 太陽光発電等再生可能エネルギーについて自然と住環境との調和を求める意見書について提案理由の説明をさせていただきます。提案理由は、意見書を読み上げまして、提案理由に代えさせていただきます。

太陽光発電等再生可能エネルギーについて自然と住環境との調和を求める意見書。

環境にやさしい太陽光発電等の再生可能エネルギーは、循環型社会の構築、エネルギー自給率の向上の観点からも重要であり、導入を拡大することが必要である。同時にこれらの事業を長期にわたり安定的に実施するためには、地域住民の理解を得て、地域と共生した形で事業を実施することが必須要件である。

しかしながら、近年、地域住民との十分な関係が構築されないまま、太陽光

発電事業が進められ、自然や景観や住環境破壊への懸念を持つ住民と太陽光発電事業者との間で関係が悪化する等の問題が全国各地で生じている。

また、太陽光発電事業者が再生可能エネルギー発電事業を行う場合、将来的な発電設備の撤去及び処分を想定した上で事業計画を策定する必要があるが、その費用を想定していない事業者が多数存在しており、事業終了後などに適切に撤去・処分されず、発電設備が放置され、環境汚染や景観の破壊につながるおそれがある。

よって、国におかれては、次の事項について措置されるよう要望する。

1 事業計画の認定に際し、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して地域住民への事前説明を義務付けるなどの法整備を図ること。また、関係法令等にかかる必要な手続きの完了を適時適切に確認する仕組みを作ること。

2 「固定価格買取制度」終了後や事業者の経営破綻時において、太陽光パネル等の発電設備が放置されるおそれがあることから、その撤去及び処分が適切に行われる法整備を図ること。

3 国立公園や文化財等があり、自治体や地域住民から、地域全体の環境保全が強く求められている地域においては、自治体や住民の意見を聴取し、新たな太陽光発電等の再生可能エネルギー施設の建設について協議する仕組みを作ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

○議長（井上正清君）

これもちまして趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第2号）

○議長（井上正清君）

ただいま説明のありました発議第2号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、発議第2号の質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（発議第2号）

○議長（井上正清君）

発議第 2 号 太陽光発電等再生可能エネルギーについて自然と住環境との調和を求める意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員の派遣

○議長（井上正清君）

日程第 36、議員の派遣についてを議題といたします。

本定例会開催中に議員の、失礼しました、本定例会閉会中に、議員の派遣についての申出書が提出されております。

詳細については、印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第126 条の規定により議会の議決を経ることとなっております。

お諮りいたします。お手元に配布いたしております議員を派遣することについてご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（井上正清君）

日程第 37、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第74条の規定により、各委員会の委員長から、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（井上正清君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて、平成30年3月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠に、お疲れさまでございました。

閉 会 午前10時48分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長 (井 上 正 清)

同 議員 (岡 本 経 治)

同 議員 (濱 野 良 一)